

評価部会の編成について（案）

評価部会については、以下の事項を踏まえ、評価対象法科大学院の状況に応じて適切に編成することとする。

（１） 独立行政法人大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価委員会細則第２条第１項に基づき、評価対象法科大学院ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

（２） 評価部会は、評価委員会委員数名に、評価対象法科大学院の状況に応じた専門委員（ピア・レビューア一等）を加え、全体として１０名程度とし、次の専門分野等の員数を考慮して編成する。

なお、員数については、評価対象法科大学院の状況等を考慮する。

①公法系	１人
②民事系	２人
③刑事系	１人
④法曹三者	３人
⑤基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等①から③以外の 法学系その他の大学関係者	１人
⑥学識経験者等	１人
⑦機構教員	１人

（３） 評価部会は、複数の法科大学院の評価を担当することとし、評価対象法科大学院数に応じた数を設ける。